

札 卜 協 第 6 5 号
平成 2 3 年 1 1 月 1 日

会員 各位

(社)札幌地区トラック協会
会長 伊藤 昭人

平成 2 3 年度排雪運搬用ダンプトラック車両の取扱について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 1 3 年度に制定した「排雪運搬用ダンプトラック車両の取扱要領」に基づき適切な運用を図り、安全運行を確保するために本年度も引き続き『排雪運搬届出車両』ステッカーを貼付し実施することとなりました。

つきましては、排雪運搬事業を行なうに当たっては円滑な事業実施のため別紙の排雪運搬用ダンプトラック車両の取扱要領を遵守されますよう特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、排雪運搬車両の届出等の手続きにつきましては別添の取扱要領(届出)第 5 条の『排雪運搬車両届出書』別紙 1 を札幌地区トラック協会長(札幌運輸支局長)に 3 部届け出ることにより『排雪運搬届出車両』ステッカーを交付します。(ステッカーは 11 月中旬には交付可能となります。)

各事業者におかれましては、支部事務局で一括して届け出ることにも可能ですので支部事務局とご相談くださいますようお願い申し上げます。

なお、郵送希望の事業者は郵便切手(2. の料金)を必ず同封してください。

敬具

記

1. 添付資料 ・『排雪運搬用ダンプトラック車両の取扱要領』

・排雪運搬車両

届出書
変更届

2. 郵便切手 1 ~ 2 枚 1 2 0 円、 3 ~ 6 枚 1 4 0 円
7 ~ 1 1 枚 2 0 0 円、 1 2 ~ 1 5 枚 2 4 0 円
1 6 枚 ~ 4 2 枚 3 9 0 円

排雪運搬用ダンプトラック車両の取扱要領

社団法人北海道トラック協会

(目的)

第1条 この要領は、貨物自動車運送事業者が道路管理者等から発注を受け排雪運搬作業を行う場合の取扱いを定めるもので、排雪運搬等にあたり不法改造車の排除、過積載防止など輸送秩序を守り事故防止を図ることを目的とする。

(対象事業者)

第2条 この要領に定める対象事業者は、北海道運輸局管轄区域内の貨物自動車運送事業者とする。

(対象車両)

第3条 対象車両は、前条の者が所有しており排雪運搬に使用する「土砂等を運搬する大型ダンプ車両」とする。

(構造装置)

第4条 排雪運搬に使用する車両の側板は次の要件に適合しているものとする。

- (1) 側板は雪のこぼれ止め、飛散防止装置であり固定的な装置と認められないものであること。
- (2) 側板の高さは、右80cm、左60cm以内とすること。

(届出)

第5条 対象事業者が道路管理者等から委託を受け、排雪運搬事業に従事する場合は次の各号によるものとする。

- (1) 対象事業者は、別紙1による「排雪運搬車両届出書」を当該年度の事業開始前に3部作成し、地区トラック協会長に届出るものとする。
- (2) 地区トラック協会長は、「排雪運搬車両届出書」の記載内容を審査の上受理し、1部を届出者に返付し同時に別添の「排雪運搬届出済」ステッカー（以下ステッカーという）を交付するものとする。
- (3) 地区トラック協会長は、「排雪運搬車両届出書」1部を管轄運輸支局長に提出するものとする。
- (4) 対象事業者は、ステッカーを車両の左前面に貼付するものとする。
- (5) 排雪運搬車両を変更する場合は、「排雪運搬車両変更届」を地区トラック協会長に届出るものとする。（取扱は前記(1)から(4)までに準ずる）
- (6) 年度の排雪運搬が終了した場合、対象事業者は、速やかに当該車両の側板を取外すものとする。

(事務経費)

第6条 ステッカーの交付に要する事務経費は、必要に応じ収受できるものとする。

(違反した場合の措置)

第7条 この要領に違反した車両を所有する事業者には、直ちにステッカーの返納を求め、当該車両には1年間ステッカーを交付しないものとする。

(附則) この要領は、平成13年11月1日から施行する。

